

## 議案第7号 し尿及び浄化槽汚泥の処分に関する事務の受託について

議案書21P～ 23P

## 1. 規約の目的

寝屋川市からのし尿及び浄化槽汚泥の処分の事務を受託するにあたり協議し、規約を締結するもの。

## 2. 規約の主な内容

| 主 な 内 容      |   |
|--------------|---|
| 第1条（委託事務の範囲） | ・寝屋川市は、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、し尿及び浄化槽汚泥の処分に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を交野市に委託する。  |
| 第3条（経費の負担）   | ・委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「経費」という。）は、寝屋川市の負担とし、交野市に交付する。<br>・経費の額及び納付の時期は、交野市長及び寝屋川市長が協議して定める。この場合において、交野市長は、あらかじめ、当該経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を寝屋川市長に送付しなければならない。 |
| 第6条（経費の調整）   | ・各年度における経費に関し、当該年度に寝屋川市が交野市に納付した額に過不足があるときは、その翌年度に寝屋川市が交野市に納付する額において調整を行うものとする。   |

※寝屋川市からの委託費（令和6年度見込） 71,346千円

## 3. 施行期日 令和6年4月1日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年3月 定例会

|  |  |   |  |  |  |  |
|--|--|---|--|--|--|--|
| <p>議案の<br/>件名</p>  | <p>議案第7号<br/>し尿及び浄化槽汚泥の処分に関する事務の受託について</p> | <p>政策等<br/>の区分</p>                                    | <p>計画 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 事業 ・ 条例<br/>その他 ( )</p>  |  |  |  |
| <p>〈政策等の概要〉</p>  |  | <p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p>                            |  |  |  |  |
| <p>寝屋川市から、し尿及び浄化槽汚泥の処分に関する事務を受託するにあたり協議し、規約を締結するもの。</p>  |  | <p>北河内では、令和元年度より四條畷市が、門真市のし尿・浄化槽汚泥を受入れ共同処理を行っている。</p> |  |  |  |  |
| <p>〈政策等を必要とする背景〉</p>   |  | <p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p>                             |  |  |  |  |
| <p>し尿及び浄化槽汚泥の処理量の減少や施設の老朽化といった課題に対応するため、広域化に伴う共同処理により、事業の効率化や処理経費等の縮減が求められている。</p>   |  | <p>共同処理により、事業の効率化や処理経費等の縮減が可能</p>                     |  |  |  |  |
| <p>〈提案に至るまでの経緯〉</p>  |  | <p>〈総合計画等の整合〉</p>                                     |  |  |  |  |
| <p>令和2年3月23日 寝屋川市から「し尿等の共同処理に向けた協議について」依頼<br/>令和2年4月28日 寝屋川市からの協議依頼について議会報告<br/>令和5年5月10日 議会全員協議会において、乙辺浄化センターの更新については、枚方市、寝屋川市との広域処理により整備していくことを報告<br/>・広域化への協議の中で、寝屋川市より、新たな施設が完成前であっても寝屋川市のし尿等（5kℓ/日）を乙辺浄化センターで受入れできないかとの申し出あり。<br/>・現在の乙辺浄化センターの貯留施設については、容量に余裕があり、寝屋川市の量であれば、受入れすることは可能である。また、最終処分を委託している事業者においても受入れが可能であることから、新施設が建設されるまでの間、現施設において、寝屋川市からのし尿等の受入れを先行して実施する。</p> |  | <p>まちづくりの目標<br/>政策分野または経営方針<br/>施策</p>                | <p>目 標<br/>分野・方針<br/>施 策</p>   | <p>4 みんながつどい交流し、活力が生まれるまち<br/>2 1 上水道・下水道<br/>安定的なし尿処理体制</p> |  |  |
| <p>〈市民参加の状況〉</p>   |  | <p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p>                              |  |  |  |  |
| <p>有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>   |  | <p>計画名称<br/>策定年度<br/>計画期間</p>                         | <p>・交野市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画<br/>策定年度：平成29年度<br/>計画期間：平成30度から令和9年度<br/>・交野市一般廃棄物処理実施計画<br/>策定年度：令和6年度<br/>計画期間：令和6年度（毎年度策定するローリング方式）</p> |  |  |  |
| <p>〈政策等の実施時期〉</p>  |  | <p>令和6年4月1日</p>                                       |  |  |  |  |
| <p>担当部局</p>  |  | <p>担当課</p>  | <p>添付資料（有の場合は、その名称）</p>  |  |  |  |
| <p>環境部</p>   |  | <p>乙辺浄化センター</p>                                       | <p><input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 （規約概要）</p>  |  |  |  |